

## 広島県教育委員会規則第十二号

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月三十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

### 広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「」第六十六条」を「。以下「法」という。」第一条」に改める。

第十八条第一項中「公益信託が」を「信託が」に、「直ちに次に掲げる書類を添えて、その旨を書面をもつて」を「終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、信託清算結了報告書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算結了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十八条を第三十二条とする。

第十七条を削る。

第十六条の見出しを「（業務の監督）」に改め、同条第一項中「信託法第六十九条第一項の規定によりその」を「法第三条及び法第四条第一項の規定により、受託者に対し報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その」に、「検査させる場合には、当該職員の身分を証する証明書を携帯させるものとする」を「実地に検査させることができる」に改め、同条第二項中「前項の証明書は、関係人の請求があるときは、これ」を「第一項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命じることができる。

3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第四条第一項の規定により、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命じることができる。

第十六条を第三十一条とする。

第十五条の見出し中「及び帳簿等」を「帳簿等」に改め、第一項中「公益信託の事務を行う」を「その」に、「次に」を「次に」に、「及び帳簿」を「帳簿等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類、帳簿等を備えたときは、この限りでない。

第十五条第一項第二号中「信託行為」の下に「及びこれに附属する書類」を加え、同項第三号中「委託者、その相続人、信託管理人及び運営委員会等の構成員」を「利害関係人」に改め、同項第九号中「及び帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十条とする。

第十四条の見出しを「(諸届出)」に改め、同条第一項中「受託者は」の下に「第四条から第七条までに定めるもののほか」を加え、「事由が生じた」を削り、「速やかに書面」を「遅滞なく、書面」に、「報告しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第二号中「住所又は職業」を「職業又は住所」に改め、同項第三号中「住所又は職業」を「職業又は住所」に、「とき」を「とき(信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき。)」を改め、同条第二項中「報告の場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければ」を「届出の場合(運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。)」は、第三条第一項第五号又は第六号の書類を添えなければ」に改め、同項各号を削り、同条を第二十九条とする。

第十三条の見出し中「請求手続」を「請求」に改め、同条中「信託法第八条第一項本文」を「利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に、「受託者、委託者、その相続人、受益者又は運営委員会等の構成員」を「とき」に改め、同条第一号中「理由」を「事由」に改め、同条第二号中「に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書」を「となるべき者に係る第三条第一項第五号に掲げる書類」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十五条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十六条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同

法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 解任を請求する事由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十七条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第三条第一項第五号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十八条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十二条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に、「請求手続」を「請求」に改め、同条中「信託法第四十九条第一項の規定により新受託者の選任を請求しようとする委託者、その相続人、受益者、信託管理人又は運営委員会等の構成員」を「委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするとき」に改め、同条第一号中「旧受託者の」を削り、「理由」を「事由」に改め、同条第三号中「信託財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に、「の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書」を「に係る第三条第一項第四号に掲げる書類及び就任承諾書」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

第十二条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十九条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命じる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第二十一条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第二十二条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十三条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命じる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第十一条の見出し中「請求手続」を「請求」に改め、同条中「信託法第四十七条の規定により受託者の解任の請求をしようとする委託者、その相続人、受益者又は信託管理人」を「委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするとき」に改め、同条第一号中「理由」を「事由」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の見出し中「申請手続」を「申請」に改め、同条中「信託法第七十一条」を「受託者は、法第七条」に改め、「公益信託の受託者の」を削り、「受託者は」を「ときは」に改め、同条第一号中「理由」を「事由」に改め、同条第二号中「信託財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第四号を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検査役の選任の請求）

第十六条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 選任を請求する事由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第九条の見出しを「（信託の変更の許可の申請）」に改め、同条第一項中「信託行為の定めるところにより、信託行為の条項の変更について教育委員会の認可」を「法第六条の規定により信託の変更の許可」に、「認可申請書」を「許可申請書」に改め、「正副二部を」を削り、同項第一号中「信託行為の条項の変更の内容」を「信託の変更を必要とする事由」に改め、同項第二号中「信託行為の条項を変更する理由」を「信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第四百九十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）」に改め、同項第三号中「信託行為の変更部分に係る」を「信託の変更案を記載した書類及び」を改め、同項第四号を削り、同条第二項中「規定による信託行為の条項の変更が、公益信託の事業の内容の変更」を「信託の変更が当該公益信託の事業内容」に、「前項各号」を「同項各号」に、「次に掲げる書類を添付しなければ」を「変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければ」に改め、同項各号を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次

の三条を加える。

(信託の併合の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第三条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第一項第九号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十三条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十四条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第三条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第一項第九号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「申請手続」を「申請」に改め、同条中「正副二部を」を削り、同条を

第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(信託の変更に係る書類の提出)

第十条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、報告書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

第七条中「第五条」を「第六条」に、「遅滞なく前年度」を「遅滞なく、前信託事務年度」に改め、同条を第八条とする。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、第十条第一項の規定による報告書又は第十一条第一項の規定による許可申請書を提出したときは、この限りでない。

第六条を第七条とする。

第五条中「事業年度」を「毎信託事務年度」に、「当該事業年度末現在の財産目録を添えて、当該事業年度の事業報告及び収支決算を書面をもつて教育委員会」を「その信託事務年度における次の書類にその年度末現在の財産目録を添えて、教育委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 事業状況報告書

二 収支決算書

第五条を第六条とする。

第四条の見出し中「事業計画等」を「事業計画書等」に改め、同条第一項中「事業年度」を「毎信託事務年度」に、「翌事業年度の事業計画及び収支予算を書面をもつて」を「翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書」に改め、同条第二項中「前項の事業計画及び収支予算」を「第三条第一項第九号の事業計画書及び収支予算書又は前項の事業計画書及び収支予算書」に、「速やかにこれを書面をもつて」を「遅滞なく、これらを」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「財産移転」を「財産の移転」に改め、同条中「信託法第六十八条の規定により」を削り、「者」を「受託者」に、「前条第一項第七号」を「前条第一項第七号」に、「書類（登記を要する財産にあつては、登記簿抄本、預金等にあつては、銀行等の証明書類）」を「登記所、銀行等の証明書類」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「申請手続」を「申請」に改め、同条第一項中「信託法第六十八条」を「法第二条第一項」に改め、「正副二部を」を削り、同条第二号中「信託行為」の下に「の内容を示す書類」を加え、同条第四号中「及び印鑑証明書」を削り、同条第五号中「に就任を予定されている」を「を置く場合にあつては、信託管理人となるべき」に、「履歴書及

び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改め、同項第六号中「の名称」を「を設置する場合にあっては、その名称」に、「に就任を予定されている」を「となるべき」に改め、同項第八号中「信託財産となるべき」を「預金、有価証券等の」に改め、同項第九号中「信託行為設定初年度及び次年度」を「引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあつては、引受け後二年間）」に改め、同条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「又は受託者」を「、受託者又は信託管理人」に、「添付する」を「添える」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(用語)

第二条 この教育委員会規則で使用する用語は、法及び信託法（平成十八年法律第百八号）で使用する用語の例による。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。